

管理課が、日本年金機構及び地方厚生局(支局)に通知。

(3月13日付)

- * 災害時の保険料免除及び保険料の口座振替停止を希望する者の手続きの必要性についての周知の徹底を、事業管理課が機構等に要請(3月18日付)

- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により、所得を理由とする支給の停止は行わないこととする旨を、厚生労働省年金局事業管理課が、日本年金機構及び地方厚生局(支局)に通知。(3月13日付)

<雇用・労災関係>

- ・労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取り扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外の考え方、相談・請求の把握について、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課が各都道府県労働局に指示。(3月11日付)
 - * また、労災保険の療養の給付の手続きについて、任意の様式でも差し支えなく、非指定医療機関の指定の遡及適用や、指定申請の勧奨等も行うこととした。(3月14日付)
- ・激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が災害を受けたため、やむを得ず事業を休廃止したこと等により、就労することができず、かつ、賃金を受け取れない状態にあるときは、実際に離職していなくとも、失業しているものとして失業に認定を子内、雇用保険の失業等の手当を支給できる特別措置を厚生労働省職業安定局雇用保険課が実施。(3月11日付)
- ・上記特別措置について、就業場所が、請負現場や、労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化。(3月18日付)

●西尾はこう思います

ざっと、被災地の方々のための、保険、雇用、労災関係の18日現在までの政府が緊急決定した施策のあらましを記載しました。
もちろん、これだけではありませんし、今後も新たな施策をしっかりと講じていってほしいと思っています。

~~~~~編集後記~~~~~

今回の震災及び福島原発事故の報道で、様々な事実を拝見いたしました。  
悲しい現実、心が打ちひしがれました。

でも、被災された方々が、つらい悲しみの場にあるのに、節度と品位を保っておられます。

また、福島原発で、作業にあられる自衛隊、東京消防庁、東京電力の協力会社の作業員の皆様の、危険の中での勇気ある行動。

そのすべての皆様方に、敬意を表します。  
このような皆様方がいらっしゃる限り日本は、必ず、立ち直れます。

私も、自分で出来ることをさがして頑張ります。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
